

## 知事発言要旨

- 県では4月20日から「まん延防止等重点措置」を講じ、県民の皆様、そして事業者の皆様に対し、ステイホームや時間短縮、酒類の提供自粛など、様々な対策に御協力をいただいてまいりました。
- これまでの県民、事業者の皆様への御協力、そして命を守るために懸命に取り組んでいただきました医療機関や福祉施設、多くの関係者の皆様に対し、改めて御礼を申し上げたいと思います。
- 重点措置の開始から1か月が過ぎました。新規陽性者の増加のペースはこれまでよりも下がっているとはいえ、残念ながら未だ高止まりを続けていると言わざるを得ません。
- また、先週末には、L452Rいわゆるインド変異株が本県でも初めて確認をされたところではありますが、インド変異株につきましては分からない点も多く、いつ何時、爆発的な感染に結び付くか予断を許さない状況にあると考えています。
- 一昨日、1都3県の知事会議を開催し、政府に対して「まん

延防止等重点措置」の公示期間の延長を要請することについて合意をいたしました。

- また、本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、まん延防止等重点措置期間の延長に係る公示を行うよう政府に対しても要請をしたところであります。
- 政府対策本部は、本日、本県に対する「まん延防止等重点措置」の期間を6月20日まで延長する旨の公示を決定いたしました。
- 本日は、この政府による延長の公示を受け、専門家の御意見を踏まえ「まん延防止等重点措置」に係る協力要請の強化等について、決定をさせていただきたいと思えます。
- いよいよワクチンの高齢者への接種が本格的に始まり、新型コロナウイルスとの長く、苦しい戦いの中にも一筋の光が見えてきました。
- 県民・事業者の皆様には、引き続きのお願い、御負担となり、誠に恐縮ではありますが、救える命を一人でも救っていく、皆様

の愛する方、御家族を守るため、そして、この延長された期間で新型コロナウイルスを徹底的に抑え込むためにも、より一層の御協力を改めてお願い申し上げます。